

○藤崎町犯罪被害心理相談料助成金支給要綱

(令和4年9月16日告示第108号)

(趣旨)

第1条 町は、犯罪被害者を受けたことにより心理相談が必要と認められた、犯罪被害者及び家族又は遺族の経済的負担の軽減を図るため、藤崎町犯罪被害心理相談料助成金(以下「助成金」という。)を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条若しくは第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為又は性犯罪を除く。)をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第176条から第181条まで若しくは第241条に規定する犯罪またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為又は性犯罪による被害をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたものをいう。
- (5) 心理相談 公認心理師(公認心理師法(平成27年法律第68号)の規定による公認心理師の登録を受けている者をいう。)又は臨床心理士(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士として登録を受けている者をいう。)が行う心理相談をいう。
- (6) 配偶者 犯罪被害者と婚姻関係にある者であって、犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたものをいう。この場合においては、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- (7) 家族 犯罪被害者の2親等以内の親族であって、犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたものをいう。
- (8) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した場合の配偶者又は家族をいう。

(助成金の支給)

第3条 町は、犯罪被害者又は家族若しくは遺族(以下「支給対象者」という。)が、犯罪被害による精神的な被害の回復又は軽減のために公益社団法人あおもり被害者支援センター(以下「支援センター」という。)又は青森県警察本部が実施する心理相談を受け、更なる心理相談を必要とする町長が認めた場合(精神科の診療を受けている者にあつては、心理相談を受けるこ

とについて事前に当該診療を担当する医師の了解を得ている場合に限る。)に助成金を支給するものとする。

(対象経費)

第4条 助成金の支給の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、心理相談料その他心理相談を受けるために直接要する経費とする。この場合においては、交通費、物品購入費その他町長が対象として認めない経費を除く。(助成金の額)

第5条 助成金の額は、心理相談1回につき、対象経費の実支出額の合計額又は10,000円のいずれか少ない額とする。

2 助成金の支給は、一の犯罪被害の事案につき支給対象者一人毎に心理相談2回分までとする。

(支給の申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、藤崎町犯罪被害心理相談料助成金支給申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ当該各号に定める書類を添付し町長に申請しなければならない。

(1) 犯罪被害者 犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類

(2) 配偶者又は家族 次に掲げる書類

- ア 犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類
- イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書(申請者が第2条第6号後段に規定する者である場合は、それを証明する書類)

(3) 遺族 次に掲げる書類

- ア 犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類
- イ 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
- ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書(申請者が第2条第6号後段に規定する者である場合は、それを証明する書類)

2 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 申請者は、町の保有する公簿、他の支援の申請で提出した書類等により内容を確認すること及び関係機関へ照会することに、同意の意思を示して申請する場合は、第1項各号に定める添付書類を省略することができる。

4 助成金の支給を申請すべき者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請すべき者の2親等以内の親族が、本人に代わって申請することができる。

(1) 精神上的障がい等により事理を弁識する能力が著しく不十分である者

(2) 前号のほか申請することが困難であると町長が認める者

- 5 支援センターが実施する心理相談を受けようとする場合は、申請書に委任状(様式第2号)を添付し、助成金の請求及び受領について、支援センターに委任することができる。
- 6 助成金の支給の申請は、犯罪被害が発生した日から2年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を支給することを決定したときはその旨を、助成金を支給しないことを決定したときは理由を付してその旨を藤崎町犯罪被害心理相談料助成金支給審査結果通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支給の制限)

第8条 町は、次に掲げる場合に助成金を支給しないことができるものとする。

- (1) 犯罪被害者が、犯罪行為を容認し、又は誘発した場合
- (2) 犯罪被害者又は遺族が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合
- (3) 犯罪被害時において、犯罪被害者と加害者との間に3親等内の親族(配偶者を含む。)の関係があった場合(婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあっては、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合を除く。)
- (4) 犯罪被害者又は遺族が、犯罪行為に対する報復として、加害者その他の加害者と密接に関係のある者の生命を害した場合又は身体に重大な害を加えた場合
- (5) その他助成金の支給を行うことが社会通念上適切でないとして町長が認める場合

(助成金の請求)

第9条 第7条の規定による支給の決定(以下「支給決定」という。)の通知を受けた者は、助成金の対象となる心理相談が完了したときは、領収書その他対象経費の支払いを証明することができる書類を添付し、藤崎町犯罪被害心理相談料助成金請求書(様式第3号)を町長に提出して、助成金の請求を行うものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の支給決定を取り消し、既に助成金が支給されているときは、当該助成金を返還させるものとする。

(1) 支給決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成金の支給の決定を受けたこと。

(2) 第 8 条各号のいずれかに該当すること。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

[別紙参照]